

別紙 1

国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る事業者要件、積算基準及び共通仕様書の制定について（平成 31 年 4 月 16 日付け 30 林国経第 130 号経営企画課長通知）の一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別紙 1</p> <p>国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る事業者要件</p> <p>国有林野における有害鳥獣捕獲等事業（以下「本事業」という。）を委託事業により実施する場合の事業者要件を次のように定めたので、一般競争入札に参加する者に必要な資格要件又は随意契約による募集を行う場合の資格要件に適用されたい。</p> <p>第 1 組織形態等</p> <p>1 本事業の受託者は、法人（複数の法人の連合体を含む。）であること。 ただし、捕獲方法が「<u>わな</u>」による場合であって、かつ、事業規模が小規模な場合（予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条 7 号に定める予定価格が 100 万円を超えないものとするとき。）は、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 本事業の受託者が、暴力団員等がその事業活動を支配する法人等ではないこと。 なお、「暴力団員等がその事業活動を支配する法人等」とは、例えば、株式会社において株主としてその事業活動を大きく左右することができる立場の者に暴力団員等が含まれる法人をいう。<u>受託者に当該規定に該当しない法人等であることを誓約させるものとする。</u></p> <p>第 2 本事業の実行体制</p>	<p>別紙 1</p> <p>国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る事業者要件</p> <p>国有林野における有害鳥獣捕獲等事業（以下「本事業」という。）を委託事業により実施する場合の事業者要件を次のように定めたので、一般競争入札に参加する者に必要な資格要件又は随意契約による募集を行う場合の資格要件に適用されたい。</p> <p>第 1 組織形態等</p> <p>1 本事業の受託者は、法人（複数の法人の連合体を含む。）であること。 ただし、捕獲方法が「<u>ワナ</u>」による場合であって、かつ、事業規模が小規模な場合（予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条 7 号に定める予定価格が 100 万円を超えないものとするとき。）は、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 本事業の受託者が、暴力団員等がその事業活動を支配する法人等ではないこと。 なお、「暴力団員等がその事業活動を支配する法人等」とは、例えば、株式会社において株主としてその事業活動を大きく左右することができる立場の者に暴力団員等が含まれる法人をいう。<u>当該規定に該当しない法人等であることについては、誓約書によって確認するものとする。</u></p> <p>第 2 本事業の実行体制</p>

受託者は、本事業の安全管理体制を確保するため、事業管理責任者1名、捕獲従事者及び作業従事者を業務量に応じた必要人数配置し、契約に基づき、一定期間、指定する地域において、安全を確保しつつ組織的に捕獲等に従事する実行体制を有すること。

なお、事業管理責任者、捕獲従事者及び作業従事者は、次の要件を満たすこと。

1 (略)

2 捕獲従事者

捕獲従事者は、鳥獣の捕獲等に従事し、常勤か非常勤かに関わらず、受託者との間に直接的な雇用関係があること。

また、捕獲手法に応じた狩猟免許を取得し、かつ、事業計画書提出までに、救急救命講習を受講することが確実であること、及び環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を修了すること又は当該講習と同等の講習を修了し、安全管理及び捕獲等に関する技能・知識を有することが確実であること。

3 作業従事者

作業従事者は、車両の運転、記録、連絡、わなの見回り、給餌、捕獲個体の運搬等、鳥獣の捕獲等に付随する補助作業及び事務的作業に従事し、常勤か非常勤かに関わらず、受託者との間に直接的な雇用関係があること。

第3 損害賠償保険及び従事者傷害保険への加入

本事業に従事する者が、事業計画書提出までに、他人に与えた損害を賠償する損害賠償保険及び自身のケガ等を補償する従事者傷害保険の被保険者となることが確実であること。

1 損害賠償保険

事業管理責任者及び捕獲従事者は、事業計画書提出までに、本事業の実施による鳥獣の捕獲等に起因する事故のために、他人の生命、身体又は財産を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係る損害賠償保険契約の被保険者となることが確実であること。

受託者は、本事業の安全管理体制を確保するため、事業管理責任者1名、捕獲従事者及び作業従事者を業務量に応じた必要人数配置し、契約に基づき、一定期間、指定する地域において、安全を確保しつつ組織的に捕獲等に従事する実行体制を有すること。

なお、事業管理責任者、捕獲従事者及び作業従事者は、次の要件を満たすこと。

1 (略)

2 捕獲従事者

捕獲従事者は、鳥獣の捕獲等に従事し、常勤か非常勤かに関わらず、受託者との間に直接的な雇用関係があること。

また、捕獲手法に応じた狩猟免許を取得し、かつ、救急救命講習を受講しており、加えて、環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を修了した者又は当該講習と同等の講習を修了し、安全管理及び捕獲等に関する技能・知識を有する者であること。

3 作業従事者

作業従事者は、車両の運転、記録、連絡、ワナの見回り、給餌、捕獲個体の運搬等、鳥獣の捕獲等に付随する補助作業及び事務的作業に従事し、常勤か非常勤かに関わらず、受託者との間に直接的な雇用関係があること。

第3 損害賠償保険及び従事者傷害保険への加入

本事業に従事する者が、他人に与えた損害を賠償する損害賠償保険及び自身のケガ等を補償する従事者傷害保険の被保険者であること。

1 損害賠償保険

事業管理責任者及び捕獲従事者は、本事業の実施による鳥獣の捕獲等に起因する事故のために、他人の生命、身体又は財産を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係る損害賠償保険契約の被保険者であること。

保険金額の他損限度額は、銃による捕獲の場合は1億円以上、わなによる捕獲の場合は3千万円以上とする。

2 従事者傷害保険

事業管理責任者、捕獲従事者及び作業従事者は、事業計画書提出までに、本事業の実施による鳥獣の捕獲等に起因する事故のために、自身の生命又は身体を害したことに係る傷害保険契約の被保険者となることが確実であること。

保険金額は、死亡保険金1千万円以上とする。

第4 安全管理体制に関する基準

受託者は、本事業の安全管理体制として、次の事項を定めた安全管理規程（別記様式1「有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（作成例）」を参考）を作成し、発注者に提出できること。

1～3 （略）

4 猟具の定期的な点検及び安全な取扱いに関する事項

猟具（銃、わな）の定期的な点検計画を定め、点検を実施し、猟具について、適切な状態に管理する。

また、捕獲従事者等に対し猟具の安全な取扱いを周知徹底することにより、作業の安全確保に努める。特に、銃器の取扱いについては、脱包の確認、矢先の確認、安土（山、崖、高い土手等のバックストップをいう。）の確保等安全な取扱いを徹底する。

5 銃器を使用する場合における射撃練習、保管及び使用に関する事項

銃器による捕獲を実施する場合は、捕獲従事者に対し、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及び火薬類取締法（昭和25年法律第149号）など、銃器の取扱いに係る法令の遵守及び取扱い上の厳守事項について指導する。

また、捕獲従事者は、射撃場における射撃練習を実施するとともに、ライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持する場合

保険金額の他損限度額は、銃による捕獲の場合は1億円以上、ワナによる捕獲の場合は3千万円以上とする。

2 従事者傷害保険

事業管理責任者、捕獲従事者及び作業従事者は、本事業の実施による鳥獣の捕獲等に起因する事故のために、自身の生命又は身体を害したことに係る傷害保険契約の被保険者であること。

保険金額は、死亡保険金1千万円以上とする。

第4 安全管理体制に関する基準

受託者は、本事業の安全管理体制として、次の事項を定めた安全管理規程（別記様式1「有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（作成例）」を参考）を作成し、発注者に提出できること。

1～3 （略）

4 猟具の定期的な点検及び安全な取扱いに関する事項

猟具（銃、ワナ）の定期的な点検計画を定め、点検を実施し、猟具について、適切な状態に管理する。

また、捕獲従事者等に対し猟具の安全な取扱いを周知徹底することにより、作業の安全確保に努める。特に、銃器の取扱いについては、脱包の確認、矢先の確認、安土（バックストップ）の確保等安全な取扱いを徹底する。

5 銃器を使用する場合における射撃練習、保管及び使用に関する事項

銃器による捕獲を実施する場合は、捕獲従事者に対し、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及び火薬類取締法（昭和25年法律第149号）など、銃器の取扱いに係る法令の遵守及び取扱い上の厳守事項について指導する。

また、捕獲従事者は、射撃場における射撃練習を実施するとともに、ライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持する場合

は、「被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者及び認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請への対応について(通達)」(令和2年12月22日付け警察庁丁保発第209号警察庁生活安全局保安課長)によって示されたライフル銃の保管・管理の状況の確認を遵守する。

6 (略)

第5 (略)

は、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請の対応について(通達) (平成27年3月24日警察庁丁保発第70号警察庁生活安全局保安課長)によって示されたライフル銃の保管・管理の状況の確認を遵守する。

6 (略)

第5 (略)

別記様式 1

有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（作成例）

※<>内は、適当な内容を記載すること。

※事業内容により必要な項目を選択して作成すること。

第一章 総則

（目的）

第1条・第2条 （略）

（本事業の実施に係る安全管理に関する基本的な方針）

第3条 受託者（代表者）は、本事業の実施に係る安全管理の重要性を深く認識し、事業の実施に係る安全を確保するための組織内統治を適確に行い、責任ある体制の構築、予算の確保その他必要な措置を講ずる。

第二章 安全管理体制に関する事項

（事業管理責任者の選任及び解任）

第4条～第7条 （略）

第三章 （略）

第四章 捕獲現場における安全管理に関する事項

（作業環境の整備）

第10条 本事業の実施における安全確保を図るため、現場において次に掲げる措置を講ずることにより、安全な作業環境の形成に努める。

①～⑤ （略）

（ミーティングの実施による作業手順・緊急連絡体制の周知等）

第11条 事業管理責任者及び現場監督者は、現場ごとに安全確保のための作業手順を定め、全ての事業従事者に周知徹底する。

別記様式 1

有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（作成例）

※<>内は、適当な内容を記載すること。

※事業内容により必要な項目を選択して作成すること。

第一章 総則

（目的）

第1条・第2条 （略）

（本事業の実施に係る安全管理に関する基本的な方針）

第3条 受託者（代表者）は、本事業の実施に係る安全管理の重要性を深く認識し、事業の実施に係る安全を確保するための組織内統治を適確に行い、責任ある体制の構築、予算の確保その他必要な措置を講じる。

第二章 安全管理体制に関する事項

（事業管理責任者の選任及び解任）

第4条～第7条 （略）

第三章 （略）

第四章 捕獲現場における安全管理に関する事項

（作業環境の整備）

第10条 本事業の実施における安全確保を図るため、現場において次に掲げる措置を講ずることにより、安全な作業環境の形成に努める

①～⑤ （略）

（ミーティングの実施による作業手順・緊急連絡体制の周知等）

第11条 事業管理責任者及び現場監督者は、現場ごとに安全確保のための作業手順を定め、全ての事業従事者に周知徹底する。

2 事業管理責任者及び現場監督者は、捕獲現場ごとに事前調査を実施し、捕獲等を実施する場所及びその周辺の地形、銃器による捕獲等の場合は安土（山、崖、高い土手等のバックストップをいう。以下同じ。）の有無及び安全な射撃が可能かどうか、住民及び利用者等の状況、携帯電話、無線機及び衛星携帯電話等の利用の可否、捕獲現場から病院までの搬送経路等について確認する。

3～6 （略）

（銃器による捕獲場所の選定）

第12条 誘引を行い銃器による捕獲を実施する場所は、背後に安土があり必要以上に銃弾が飛ばない場所を選定する。

また、射撃を行う場所から見通しが効き、他の捕獲場所から銃弾の到達の恐れが無いこと等安全に射撃が可能な場所を選定する。

なお、霧、吹雪等により見通しが効かない場合は、直ちに捕獲を中止する。

（銃器による捕獲区域の安全管理）

第13条 （略）

（銃器の取扱い上の厳守事項）

第14条 事業管理責任者は、捕獲を実施する前に、捕獲従事者に対し、次に掲げる銃器の取扱い上の厳守事項について指導する。

①・② （略）

③ 射撃方向の左右90度に射撃線を想定し、その線の前方に人がいたら発砲してはならない。

④～⑯ （略）

⑰ ライフル実包やスラッグ実包で射撃する場合は、銃弾が必要以上に遠くまで飛ばないように、安土があることを確認すること。

⑱～⑳ （略）

2 事業管理責任者及び現場監督者は、捕獲現場ごとに事前調査を実施し、捕獲等を実施する場所及びその周辺の地形、銃器による捕獲等の場合は安土（バックストップ）の有無及び安全な射撃が可能かどうか、住民及び利用者等の状況、携帯電話、無線機及び衛星携帯電話等の利用の可否、捕獲現場から病院までの搬送経路等について確認する。

3～6 （略）

（銃器による捕獲場所の選定）

第12条 誘引を行い銃器による捕獲を実施する場所は、背後に安土（バックストップ：山、崖、高い土手等）があり必要以上に銃弾が飛ばない場所を選定する。

また、射撃を行う場所から見通しが効き、他の捕獲場所から銃弾の到達の恐れが無いこと等安全に射撃が可能な場所を選定する。

なお、霧、吹雪等により見通しが効かない場合は、直ちに捕獲を中止する。

（銃器による捕獲区域の安全管理）

第13条 （略）

（銃器の取扱い上の厳守事項）

第14条 事業管理責任者は、捕獲を実施する前に、捕獲従事者に対し、次に掲げる銃器の取扱い上の厳守事項について指導する。

①・② （略）

③ 射撃方向の左右90度に射撃線を想定し、その線の前方に人がいたら発砲してはならない。

④～⑯ （略）

⑰ ライフル実包やスラッグ実包で射撃する場合は、銃弾が必要以上に遠くまで飛ばないように、安土（バックストップ：山、崖、高い土手等）があることを確認すること。

⑱～⑳ （略）

第五章 猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項

(わなの定期的な点検)

第15条 事業管理責任者は、全ての事業従事者に対し、わなの使用前に<点検項目>を指示して点検を実施させるとともに、使用後に<点検項目>について点検を実施させ、わなを正常に機能する状態に管理し、安全捕獲に努める。

※ わなの定期的な点検に関する計画（点検の方法及び頻度を含む。）について記載する。

(わなの安全な取扱い)

第16条 わなは、<種類・仕様等>を満たすものを使用する。

2 わなの設置にあたっては、事故が起らないよう適切な設置場所を選択する。

また、一般の入林者や森林内で作業する者に対し、付近一帯にわなを設置していることを知らせるための注意標識を設置する。

3 (略)

4 捕獲従事者に対し、わなについての安全な取扱いを周知徹底し、遵守させる。

5 わなを設置した際には、1日〇回以上の定期的な見回りを行うものとし、見回りは捕獲従事者及び作業従事者2人（うち1名は捕獲従事者）以上で行う。

6 設置したわなを使用しない場合は、作動しないようにするか、撤去する。

7 止めさしは、安全かつ適切な方法で実施するものとし、原則として<採用する止めさし方法の種類>を行う。

8 安全の確保の観点から、<採用しない止めさし方法の種類>は行わない。

9 (略)

※ わな・網の取扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項（設置時の標識の設置方法、錯誤捕獲防止の方法等）を記載する。

第五章 猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項

(ワナの定期的な点検)

第15条 事業管理責任者は、全ての事業従事者に対し、ワナの使用前に<点検項目>を指示して点検を実施させるとともに、使用後に<点検項目>について点検を実施させ、ワナを正常に機能する状態に管理し、安全捕獲に努める。

※ ワナの定期的な点検に関する計画（点検の方法及び頻度を含む。）について記載する。

(ワナの安全な取扱い)

第16条 ワナは、<種類・仕様等>を満たすものを使用する。

2 ワナの設置にあたっては、事故が起らないよう適切な設置場所を選択する。

また、一般の入林者や森林内で作業する者に対し、付近一帯にワナを設置していることを知らせるための注意標識を設置する。

3 (略)

4 捕獲従事者に対し、ワナについての安全な取扱いを周知徹底し、遵守させる。

5 ワナを設置した際には、1日〇回以上の定期的な見回りを行うものとし、見回りは捕獲従事者及び作業従事者2人（うち1名は捕獲従事者）以上で行う。

5 設置したワナを使用しない場合は、作動しないようにするか、撤去する。

6 止刺しは、安全かつ適切な方法で実施するものとし、原則として<採用する止刺し方法の種類>を行う。

7 安全の確保の観点から、<採用しない止刺し方法の種類>は行わない。

8 (略)

※ ワナ・網の取扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項（設置時の標識の設置方法、錯誤捕獲防止の方法等）を記載する。

(銃器の定期的な点検)

第17条 (略)

(銃器の安全な取扱い)

第18条 銃器及び実包については、<種類等>を満たすものを使用する。

2～3 (略)

4 作業開始前のミーティングにおいて、捕獲従事者に対し、銃器については、脱包の確認、矢先の確認、安土の確保等安全な取扱いを周知徹底する。

※ (略)

第六章 銃器を使用する場合における射撃練習、保管及び使用に関する事項
(銃器による事故防止のための指導)

第19条・第20条 (略)

(ライフル銃の保管・管理の状況の確認)

第21条 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に定める事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持する場合は、「被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者及び認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請への対応について(通達)」(令和2年12月22日付け警察庁丁保発第209号警察庁生活安全局保安課長)によって示されたライフル銃の保管・管理の状況の確認を遵守する。

2 (略)

第七章 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項

(心身の健康状態の把握)

第22条 全ての事業従事者について、1年に1回の医師による健康診断を実施し、心身の健康状態を把握する。

(銃器の定期的な点検)

第17条 (略)

(銃器の安全な取扱い)

第18条 銃器及び実包については、<種類等>を満たすものを使用する。

2～3 (略)

4 作業開始前のミーティングにおいて、捕獲従事者に対し、銃器については、脱包の確認、矢先の確認、安土(バックストップ)の確保等安全な取扱いを周知徹底する。

※ (略)

第六章 銃器を使用する場合における射撃練習、保管及び使用に関する事項
(銃器による事故防止のための指導)

第19条・第20条 (略)

(ライフル銃の保管・管理の状況の確認)

第21条 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に定める事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持する場合は、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請の対応について(通達)(平成27年3月24日警察庁丁保発第70号警察庁生活安全局保安課長)によって示されたライフル銃の保管・管理の状況の確認を遵守する。

2 (略)

第七章 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項

(心身の健康状態の把握)

第22条 全ての事業従事者について、1年に1回の医師による健康診断を実施し、心身の健康状態を把握する。

2～4 (略)

5 全ての事業従事者の心身を健康に保つため、健康相談、健康教育、その他必要な措置を講ずる。

※ (略)

(適性の確認)

第23条 (略)

2～4 (略)

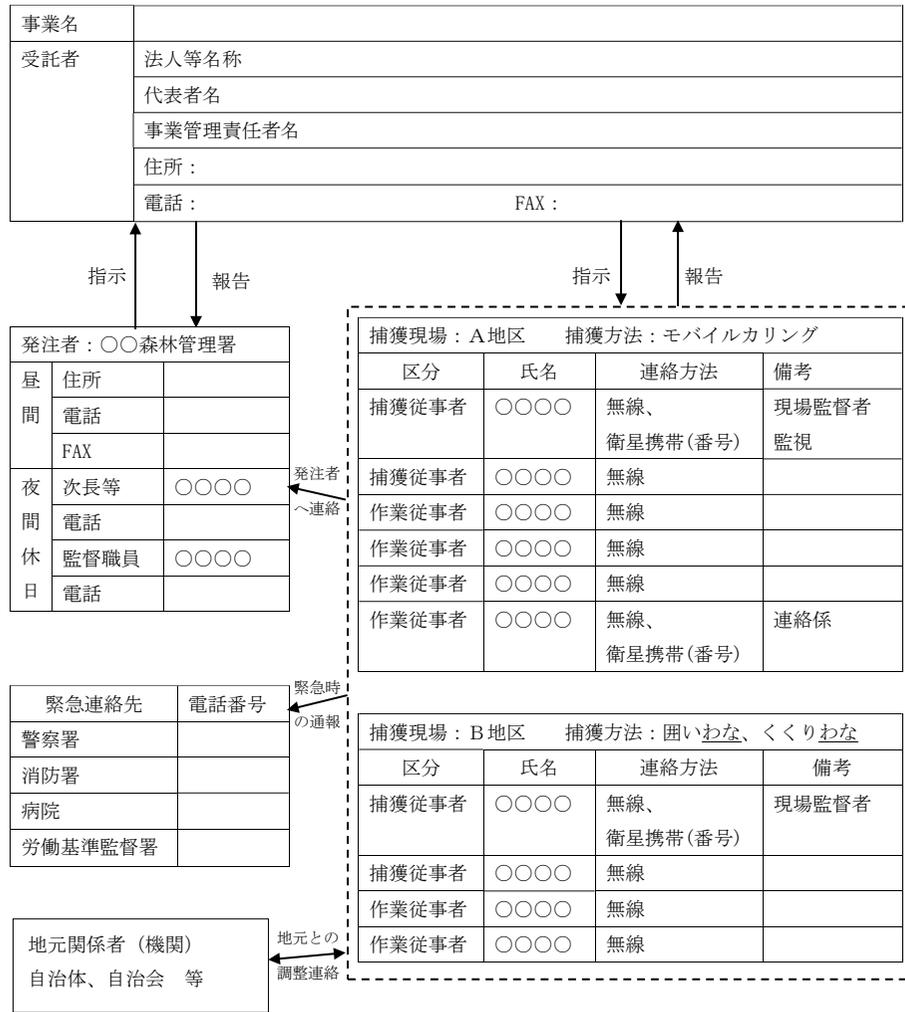
5 全ての事業従事者の心身を健康に保つため、健康相談、健康教育、その他必要な措置を講じる。

※ (略)

(適性の確認)

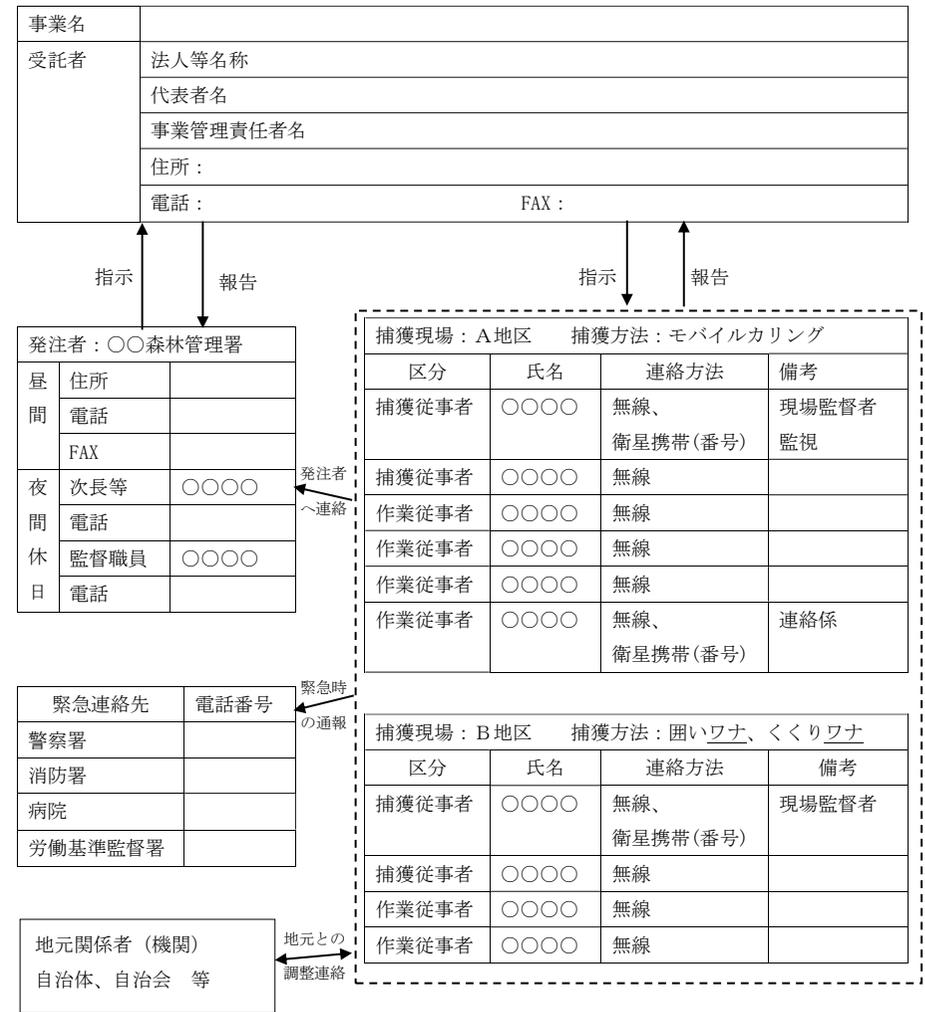
第23条 (略)

別添 有害鳥獣捕獲等事業実施時の連絡体制図



※1～※5 (略)

別添 有害鳥獣捕獲等事業実施時の連絡体制図



※1～※5 (略)

別紙 2

国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る積算基準

第 1 章 積算基準

第 1 (略)

第 2 直接事業費

直接事業費は、事業に直接必要な労務費、材料費及び直接経費（機械経費等）とし、その内容は、次のとおりとする。

2-1 (略)

2-2 材料費

材料費は、事業を実施するために必要な餌、わな等に要する費用とし、その算定は、数量に価格を乗じて算定する。

2-2-1～2-3-2 (略)

第 3 間接事業費

間接事業費は、直接事業費以外の事業費及び経費であり、共通仮設費及び現場管理費に区分する。それぞれの構成する費用について積算するものとし、その内容は、次のとおりとする。

3-1 (略)

3-1-1 (略)

別紙 2

国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る積算基準

第 1 章 積算基準

第 1 (略)

第 2 直接事業費

直接事業費は、事業に直接必要な労務費、材料費及び直接経費（機械経費等）とし、その内容は、次のとおりとする。

2-1 (略)

2-2 材料費

材料費は、事業を実施するために必要な餌、ワナ等に要する費用とし、その算定は、数量に価格を乗じて算定する。

2-2-1～2-3-2 (略)

第 3 間接事業費

間接事業費は、直接事業費以外の事業費及び経費であり、共通仮設費及び現場管理費に区分する。それぞれの構成する費用について積算するものとし、その内容は、次のとおりとする。

3-1 (略)

3-1-1 (略)

3-1-2 共通仮設費の項目及び内容

1 (略)

2 準備費

準備費は、事業の実施に必要な準備及び後片付け、わな等の維持・補修、簡易な現地調査、除草、整地等に要する費用の内、直接事業費に含まれない費用であり、内容は次のとおりとする。

(1) 準備費として計上して積算する費用

①・② (略)

③ 事業期間中におけるわな等の維持・補修に必要な機械及び材料費

④ (略)

⑤ 事業期間中の簡易な現地調査（餌付やライトセンサス等による小規模な確認調査を含むわなの設置場所の確認、銃猟実施場所の確認等）に要する費用

⑥～⑧ (略)

(2)・(3) (略)

3～6 (略)

3-2 (略)

第4～第6 (略)

第2章 標準歩掛

第1 (略)

第2 従事者単価

国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の委託事業費算定に用いる労務単価の職種及び定義は以下のとおりとする。

3-1-2 共通仮設費の項目及び内容

1 (略)

2 準備費

準備費は、事業の実施に必要な準備及び後片付け、ワナ等の維持・補修、簡易な現地調査、除草、整地等に要する費用の内、直接事業費に含まれない費用であり、内容は次のとおりとする。

(1) 準備費として計上して積算する費用

①・② (略)

③ 事業期間中におけるワナ等の維持・補修に必要な機械及び材料費

④ (略)

⑤ 事業期間中の簡易な現地調査（餌付やライトセンサス等による小規模な確認調査を含むワナの設置場所の確認、銃猟実施場所の確認等）に要する費用

⑥～⑧ (略)

(2)・(3) (略)

3～6 (略)

3-2 (略)

第4～第6 (略)

第2章 標準歩掛

第1 (略)

第2 従事者単価

国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の委託事業費算定に用いる労務単価の職種及び定義は以下のとおりとする。

職種	定義
従事者 A	事業が適切に実施されるよう、事業の実施に係る安全管理体制の確保や、従事者に対する研修を実施する責任者として、事業全体を総括し、監督する権限を有する者。 捕獲事業においては、捕獲手法に応じた狩猟免許を取得しており、捕獲に係る安全管理及び技能に関する高度な知識を有し、捕獲の実施及び指導に関する業務を行う。 調査事業においては、複数の調査業務を統括し、高度で複合的な捕獲手法の提案、指導、統括する能力を有する者。
従事者 B	捕獲事業においては、捕獲手法に応じた狩猟免許を取得しており、捕獲に係る安全管理及び技能に関する高度な知識を有し、銃、 <u>わな</u> を用いて捕獲に従事する者。 調査事業においては、複数の調査業務に従事し、従事者 A の指示のもと調査の実施及び取りまとめを行い、手法を検討、提案する能力を有する者。
従事者 C	捕獲事業においては、車両の運転、記録、連絡、 <u>わな</u> の見回り、給餌、捕獲個体の搬出等、捕獲等に付随する補助作業及び事務的作業に従事する者。 調査事業においては、調査の実施、データの入力や取りまとめ等の補助を行う者。

なお、上記職種の単価は、当面の間、最新の「公共工事設計労務単価」を準用することとし、職種の対応は、以下のとおりとする。

各職種の単価は、所定労働時間内 8 時間当たりの単価である。

職種	準用職種
従事者 A	土木一般世話役
従事者 B	特殊作業員
従事者 C	普通作業員

第 3 捕獲事業標準歩掛

1 わなによる捕獲

(1) 適用範囲

本歩掛は、わな猟におけるわな（くくりわな、中型囲いわな、小型囲いわな、箱わな）の設置、見回り・給餌、個体処理等の作業に適用する。

(2) 本歩掛で対応する作業

職種	定義
従事者 A	事業が適切に実施されるよう、事業の実施に係る安全管理体制の確保や、従事者に対する研修を実施する責任者として、事業全体を総括し、監督する権限を有する者。 捕獲事業においては、捕獲手法に応じた狩猟免許を取得しており、捕獲に係る安全管理及び技能に関する高度な知識を有し、捕獲の実施及び指導に関する業務を行う。 調査事業においては、複数の調査業務を統括し、高度で複合的な捕獲手法の提案、指導、統括する能力を有する者。
従事者 B	捕獲事業においては、捕獲手法に応じた狩猟免許を取得しており、捕獲に係る安全管理及び技能に関する高度な知識を有し、銃、 <u>ワナ</u> を用いて捕獲に従事する者。 調査事業においては、複数の調査業務に従事し、従事者 A の指示のもと調査の実施及び取りまとめを行い、手法を検討、提案する能力を有する者。
従事者 C	捕獲事業においては、車両の運転、記録、連絡、 <u>ワナ</u> の見回り、給餌、捕獲個体の搬出等、捕獲等に付随する補助作業及び事務的作業に従事する者。 調査事業においては、調査の実施、データの入力や取りまとめ等の補助を行う者。

なお、上記職種の単価は、当面の間、最新の「公共工事設計労務単価」を準用することとし、職種の対応は、以下のとおりとする。

各職種の単価は、所定労働時間内 8 時間当たりの単価である。

職種	準用職種
従事者 A	土木一般世話役
従事者 B	特殊作業員
従事者 C	普通作業員

第 3 捕獲事業標準歩掛

1 ワナによる捕獲

(1) 適用範囲

本歩掛は、ワナ猟におけるワナ（くくりワナ、中型囲いワナ、小型囲いワナ、箱ワナ）の設置、見回り・給餌、個体処理等の作業に適用する。

(2) 本歩掛で対応する作業

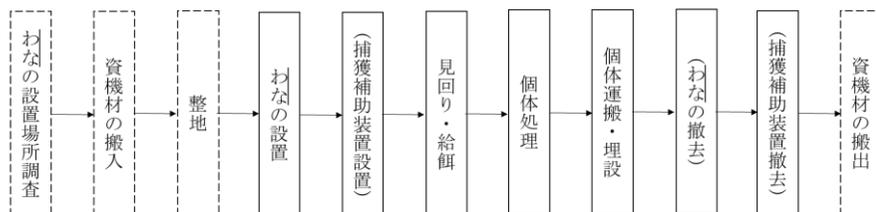
本歩掛で対応する作業は、下表のとおりとする。

なお、下表に記載がない作業については、適切にその費用を計上すること。

No	工程	作業	作業内容	直接 事業費	間接 事業費	参照歩掛
1	計画 準備	関係者調整等	事業の実施に当り、事業計画書等の作成や、関係機関や地元所有者と協議・調整を行う。		○	
2	現地 調査	わなの設置場所調査	わなを適切に設置できる場所を選定する。		○	
3	準備	資機材の準備	わな等の資機材について、必要数量を準備し、現地に運搬・設置できる体制、機械等を準備する。		○	
4		資機材の運搬	わな等の資機材を設置場所まで運搬する。		○	
5		注意看板等の設置	立入禁止看板や標識を設置する。		○	
6		わなの設置	わなを設置する。	○		1の(4) ①-1~4
7		捕獲補助装置の設置	わなに付帯して捕獲作業を補助する捕獲補助装置を設置する。	○		1の(4) ②-1~2
8		見回り	捕獲の有無やわな周辺の足跡変化等を確認する。	○		1の(4) ③
9	見回り	給餌	餌を撒き、餌の食べ方等を確認する。	○		
10		補修	わなに不具合があれば補修する。	○		
11		日報作成	誘引・捕獲状況の日報を作成する。		○	
12	個体 処理	保定	捕獲した鳥獣の動きを制限する。	○		1の(4)
13		止めさし	銃、電気、刃物等を用いて止めさしする。	○		④-1~3
14		個体運搬	人力及び車両等により個体を運搬する。	○		
15		個体埋設	個体を林内に埋設する。	○		
16		施設処理	個体を焼却施設等で処理する。	○		1の(4) ④-4~5
17		日報作成	捕獲個体記録、錯誤捕獲等の記録票を作成する。		○	
18	片付け	わなの撤去	わなを撤去する。	○		1の(4) ①-1~4
19		捕獲補助装置の撤去	わなに付帯して捕獲作業を補助する捕獲補助装置を撤去する。	○		1の(4) ②-1~2
20		資機材の運搬・片付け	資機材の片付けを行う。		○	

(3) 作業概要

作業フローは、次図を標準とする。



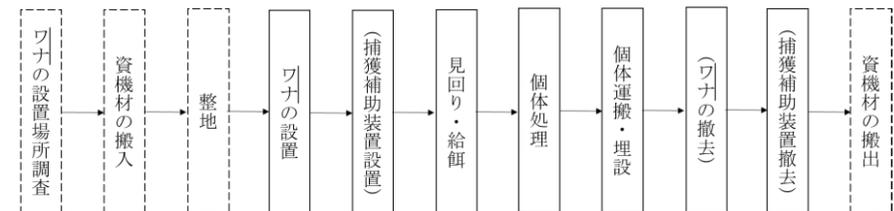
本歩掛で対応する作業は、下表のとおりとする。

なお、下表に記載がない作業については、適切にその費用を計上すること。

No	工程	作業	作業内容	直接 事業費	間接 事業費	参照歩掛
1	計画 準備	関係者調整等	事業の実施に当り、事業計画書等の作成や、関係機関や地元所有者と協議・調整を行う。		○	
2	現地 調査	ワナの設置場所調査	ワなを適切に設置できる場所を選定する。		○	
3	準備	資機材の準備	ワな等の資機材について、必要数量を準備し、現地に運搬・設置できる体制、機械等を準備する。		○	
4		資機材の運搬	ワな等の資機材を設置場所まで運搬する。		○	
5		注意看板等の設置	立入禁止看板や標識を設置する。		○	
6		ワナの設置	ワなを設置する。	○		1の(4) ①-1~4
7		捕獲補助装置の設置	ワなに付帯して捕獲作業を補助する捕獲補助装置を設置する。	○		1の(4) ②-1~2
8		見回り	捕獲の有無やワな周辺の足跡変化等を確認する。	○		1の(4) ③
9	見回り	給餌	餌を撒き、餌の食べ方等を確認する。	○		
10		補修	ワなに不具合があれば補修する。	○		
11		日報作成	誘引・捕獲状況の日報を作成する。		○	
12	個体 処理	保定	捕獲した鳥獣の動きを制限する。	○		1の(4)
13		止めさし	銃、電気、刃物等を用いて止めさしする。	○		④-1~3
14		個体運搬	人力及び車両等により個体を運搬する。	○		
15		個体埋設	個体を林内に埋設する。	○		
16		施設処理	個体を焼却施設等で処理する。	○		1の(4) ④-4~5
17		日報作成	捕獲個体記録、錯誤捕獲等の記録票を作成する。		○	
18	片付け	ワナの撤去	ワなを撤去する。	○		1の(4) ①-1~4
19		捕獲補助装置の撤去	ワなに付帯して捕獲作業を補助する捕獲補助装置を撤去する。	○		1の(4) ②-1~2
20		資機材の運搬・片付け	資機材の片付けを行う。		○	

(3) 作業概要

作業フローは、次図を標準とする。



(注) 1. (略)

2. わなの撤去、捕獲補助装置の設置及び撤去は、必要に応じて計上する。

(4) 作業歩掛

① わな設置

①-1 くくりわな設置

名 称	規格	単位	数 量			摘 要
			易	中	難	
従事者 B (特殊作業員)		人	0.42	0.62	0.83	
従事者 C (普通作業員)		人	0.42	0.62	0.83	
諸 雑 費 率		%	1			

(注) 1. 本歩掛は、くくりわなを対象とし、足用・首用などの種類、形状に関わらず適用できる。

2. 本歩掛は、わなの設置時間に対応した歩掛を使用するものとし、設置時間は、当該現地又は近傍類似の事例等を参考にする方法や、現地で試験的にわなを設置して時間を計測する方法など、適切な方法により決定するものとする。

- ・〈易〉設置が比較的容易な場所の 1 基当たり設置時間：20 分
- ・〈中〉標準的な場所の 1 基当たり設置時間：30 分
- ・〈難〉設置が比較的困難な場所の 1 基当たり設置時間：40 分

3. ～5. (略)

6. 受注者がわなを購入する場合、材料費を適切に計上する。ただし、発注者が支給若しくは貸与する場合、材料費は計上しない。

①-2 中型囲いわな設置

(注) 1. (略)

2. ワナの撤去、捕獲補助装置の設置及び撤去は、必要に応じて計上する。

(4) 作業歩掛

① ワナ設置

①-1 くくりワナ設置

名 称	規格	単位	数 量			摘 要
			易	中	難	
従事者 B (特殊作業員)		人	0.42	0.62	0.83	
従事者 C (普通作業員)		人	0.42	0.62	0.83	
諸 雑 費 率		%	1			

(注) 1. 本歩掛は、くくりワナを対象とし、足用・首用などの種類、形状に関わらず適用できる。

2. 本歩掛は、ワナの設置時間に対応した歩掛を使用するものとし、設置時間は、当該現地又は近傍類似の事例等を参考にする方法や、現地で試験的にワナを設置して時間を計測する方法など、適切な方法により決定するものとする。

- ・〈易〉設置が比較的容易な場所の 1 基当たり設置時間：20 分
- ・〈中〉標準的な場所の 1 基当たり設置時間：30 分
- ・〈難〉設置が比較的困難な場所の 1 基当たり設置時間：40 分

3. ～5. (略)

6. 受注者がワナを購入する場合、材料費を適切に計上する。ただし、発注者が支給若しくは貸与する場合、材料費は計上しない。

①-2 中型囲いワナ設置

(周長 10 m 当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B (特殊作業員)		人	0.23	
従事者 C (普通作業員)		人	0.23	
諸 雑 費 率		%	3	

- (注) 1. 本歩掛は、設置箇所^①で組立てるパネル式の囲いわなを対象とする。
2. 諸雑費は、スコップ、鍬、ハンマー、レンチ、脚立、メジャー等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- 3.・4. (略)
5. 受注者がわなを購入する場合、材料費を適切に計上する。ただし、発注者が支給若しくは貸与する場合、材料費は計上しない。

①-3 小型囲いわな設置

(10 基当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B (特殊作業員)		人	0.42	
従事者 C (普通作業員)		人	0.42	
諸 雑 費 率		%	1	

- (注) 1. 本歩掛は、設置箇所^①で組立てる小型（幅 1.5m×奥行 2.5m×高さ 1.5m程度まで）の囲いわなを対象とする。
2. 諸雑費は、ハンマー、レンチ等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- 3.・4. (略)
5. 受注者がわなを購入する場合、材料費を適切に計上する。ただし、発注者が支給若しくは貸与する場合、材料費は計上しない。

①-4 箱わな設置

本歩掛は、設置箇所^①で組立てる箱わなを対象とし、1の(4)の①-3

(周長 10 m 当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B (特殊作業員)		人	0.23	
従事者 C (普通作業員)		人	0.23	
諸 雑 費 率		%	3	

- (注) 1. 本歩掛は、設置箇所^①で組立てるパネル式の囲いワナを対象とする。
2. 諸雑費は、スコップ、鍬、ハンマ、レンチ、脚立、メジャー等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- 3.・4. (略)
5. 受注者がワナを購入する場合、材料費を適切に計上する。ただし、発注者が支給若しくは貸与する場合、材料費は計上しない。

①-3 小型囲いワナ設置

(10 基当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B (特殊作業員)		人	0.42	
従事者 C (普通作業員)		人	0.42	
諸 雑 費 率		%	1	

- (注) 1. 本歩掛は、設置箇所^①で組立てる小型（幅 1.5m×奥行 2.5m×高さ 1.5m程度まで）の囲いワナを対象とする。
2. 諸雑費は、ハンマ、レンチ等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- 3.・4. (略)
5. 受注者がワナを購入する場合、材料費を適切に計上する。ただし、発注者が支給若しくは貸与する場合、材料費は計上しない。

①-4 箱ワナ設置

本歩掛は、設置箇所^①で組立てる箱ワナを対象とし、1の(4)の①-3

「小型囲いわな設置」に準じる。

② 捕獲補助装置設置

捕獲補助装置とは、わなに付帯して捕獲作業を補助する装置を指す。

②-1 通知装置設置

通知装置とは、簡易無線通信を活用し、子機がわなの捕獲作動を感じ、中継機や親機を経由して従事者の携帯電話等に通知する装置を指す。

(10 基当り)

名 称	規 格	単 位	数 量		摘 要
			子機	親機 中継機	
従事者 B (特殊作業員)		人	0.21	0.63	
従事者 C (普通作業員)		人	0.21	0.63	
諸 雑 費 率		%	1	1	

(注) (略)

②-2 自動捕獲装置設置

自動捕獲装置とは、囲いわな等のゲート（誘引扉）を操作する装置であり、センサ、ソーラーパネル、コントローラ、ゲート（誘引扉）操作装置等の複数の機材で構成される装置を指す。

(10 式当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B (特殊作業員)		人	1.5	
従事者 C (普通作業員)		人	1.5	
諸 雑 費 率		%	1	

(注) 1. 本歩掛における単位の式とは複数機器で構成されるシステム全体を指し、囲いわなのゲート（誘引扉）が2箇所あり、それぞれに自動捕獲装置を設置する場合は2として計上する。

「小型囲いワナ設置」に準じる。

① 捕獲補助装置設置

捕獲補助装置とは、ワナに付帯して捕獲作業を補助する装置を指す。

②-1 通知装置設置

通知装置とは、簡易無線通信を活用し、子機がワナの捕獲作動を感じ、中継機や親機を経由して従事者の携帯電話等に通知する装置を指す。

(10 基当り)

名 称	規 格	単 位	数 量		摘 要
			子機	親機 中継機	
従事者 B (特殊作業員)		人	0.21	0.63	
従事者 C (普通作業員)		人	0.21	0.63	
諸 雑 費 率		%	1	1	

(注) (略)

②-2 自動捕獲装置設置

自動捕獲装置とは、囲いワナ等のゲート（誘引扉）を操作する装置であり、センサ、ソーラーパネル、コントローラ、ゲート（誘引扉）操作装置等の複数の機材で構成される装置を指す。

(10 式当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B (特殊作業員)		人	1.5	
従事者 C (普通作業員)		人	1.5	
諸 雑 費 率		%	1	

(注) 1. 本歩掛における単位の式とは複数機器で構成されるシステム全体を指し、囲いワナのゲート（誘引扉）が2箇所あり、それぞれに自動捕獲装置を設置する場合は2として計上する。

2. ～5. (略)

③ 見回り・給餌

(1 回当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者B (特殊作業員)		人	A	Aは0.5単位で切り上げ
従事者C (普通作業員)		人	A	
機 械 運 転	中小型トラック	時間	G	ガソリンエンジン駆動 750kg
諸 雑 費 率		%	1	

中小型トラック運転単価表

(1 時間当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
燃 料 費		L		森林整備保全事業建設機
機 械 損 料		h	1	械経費算定要領による

(注) 1. 本歩掛は、林道等から 100m 以内のわなや給餌箇所等に対する、見回り・給餌作業、わな等の維持補修を対象とし、給餌の有無に関わらず適用できる。

2. ～4. (略)

ア (略)

イ 餌の数量及び給餌回数は実状に応じ計上する。

【参考数量】

- ・くくりわな、小型囲いわな、箱わな、銃猟向けの給餌量は、1.5 kg/回・箇所
- ・中型囲いわな、大型囲いわな向けの給餌量は 10 kg/回・箇所

【計算例】 (略)

④ 個体処理

2. ～5. (略)

③ 見回り・給餌

(1 回当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者B (特殊作業員)		人	A	Aは0.5単位で切り上げ
従事者C (普通作業員)		人	A	
機 械 運 転	中小型トラック	時間	G	ガソリンエンジン駆動 750kg
諸 雑 費 率		%	1	

中小型トラック運転単価表

(1 時間当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
燃 料 費		L		森林整備保全事業建設機
機 械 損 料		h	1	械経費算定要領による

(注) 1. 本歩掛は、林道等から 100m 以内のワナや給餌箇所等に対する、見回り・給餌作業、ワナ等の維持補修を対象とし、給餌の有無に関わらず適用できる。

2. ～4. (略)

ア (略)

イ 餌の数量及び給餌回数は実状に応じ計上する。

【参考数量】

- ・くくりワナ、小型囲いワナ、箱ワナ、銃猟向けの給餌量は、1.5 kg/回・箇所
- ・中型囲いワナ、大型囲いワナ向けの給餌量は 10 kg/回・箇所

【計算例】 (略)

④ 個体処理

ア (略)

イ 処理工程

各処理方法の工程は以下のとおりとする。

No	工程	処理方法			内容
		林内埋設	集合埋設	施設処理	
1	事業区域内移動	※	※	※	捕獲箇所への移動（車両及び徒歩）
2	保定	○	○	○	個体の保定
3	止めさし	○	○	○	個体の止めさし
4	わなの再設置	○	○	○	捕獲跡地整地及びわなの再設置
5	林道へ小運搬	○	○	○	捕獲場所から林道への個体運搬（100m以内）
6	検体作業	○	○	○	個体の検体作業（体長、雄雌別等）
7	解体			●	個体の解体
8	袋詰			●	個体の袋詰
9	車両積込	○	○	○	個体の車両積込
10	埋設箇所への林道移動	※	※		埋設箇所付近への移動（車両）
11	個体積降し	○	○		個体の積降し
12	林道から埋設箇所へ小運搬	○			埋設箇所への移動（徒歩）（100m以内）
13	人力床堀	○			人力による埋設穴の掘削
14	機械床堀		●		機械による埋設穴の掘削
15	個体投入及び人力埋戻し	○	○		個体の投入及び人力による埋設穴の埋戻し
16	林道へ移動	○			林道への移動（徒歩）
17	事業区域内移動	※	※	※	事業区域内の移動（見回り・誘引箇所への移動）
18	事業区域外運搬・処分			▲	事業区域外での個体運搬及び処分

(注) (略)

④-1 林内埋設

(10 頭当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
従事者 B (特殊作業員)		人	2.3	
従事者 C (普通作業員)		人	2.3	
諸 雑 費 率		%	1 (8)	

- (注) 1. 本歩掛は、わな猟捕獲における保定、止めさし、検体作業、個体の小運搬（100m 以内）、個体の車両への積込・積降し、人力による床掘・埋戻し、個体の埋設、捕獲跡地整地、わなの再設置までの作業を含む。
2. 諸雑費は、手袋、保定用具、止めさし用具等の費用とし、労務費の

ア (略)

イ 処理工程

各処理方法の工程は以下のとおりとする。

No	工程	処理方法			内容
		林内埋設	集合埋設	施設処理	
1	事業区域内移動	※	※	※	捕獲箇所への移動（車両及び徒歩）
2	保定	○	○	○	個体の保定
3	止刺し	○	○	○	個体の止刺し
4	ワナの再設置	○	○	○	捕獲跡地整地及びワナの再設置
5	林道へ小運搬	○	○	○	捕獲場所から林道への個体運搬（100m以内）
6	検体作業	○	○	○	個体の検体作業（体長、雄雌別等）
7	解体			●	個体の解体
8	袋詰			●	個体の袋詰
9	車両積込	○	○	○	個体の車両積込
10	埋設箇所への林道移動	※	※		埋設箇所付近への移動（車両）
11	個体積降し	○	○		個体の積降し
12	林道から埋設箇所へ小運搬	○			埋設箇所への移動（徒歩）（100m以内）
13	人力床堀	○			人力による埋設穴の掘削
14	機械床堀		●		機械による埋設穴の掘削
15	個体投入及び人力埋戻し	○	○		個体の投入及び人力による埋設穴の埋戻し
16	林道へ移動	○			林道への移動（徒歩）
17	事業区域内移動	※	※	※	事業区域内の移動（見回り・誘引箇所への移動）
18	事業区域外運搬・処分			▲	事業区域外での個体運搬及び処分

(注) (略)

④-1 林内埋設

(10 頭当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
従事者 B (特殊作業員)		人	2.3	
従事者 C (普通作業員)		人	2.3	
諸 雑 費 率		%	1 (8)	

- (注) 1. 本歩掛は、ワナ猟捕獲における保定、止刺し、検体作業、個体の小運搬（100m 以内）、個体の車両への積込・積降し、人力による床掘・埋戻し、個体の埋設、捕獲跡地整地、ワナの再設置までの作業を含む。
2. 諸雑費は、手袋、保定用具、止刺し用具等の費用とし、労務費の合

合計額に上表の率（1%）を乗じた金額を上限として計上する。ただし、銃器（装薬銃）による止めさしを指定する場合は、労務費の合計額に上表の率（8%）を乗じた金額を上限として計上する。

④-2 集合理設

(10 頭当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B (特殊作業員)		人	1.3	
従事者 C (普通作業員)		人	1.3	
諸 雑 費 率		%	1 (13)	

- (注) 1. 本歩掛は、わな猟捕獲における保定、止めさし、検体作業、個体の小運搬（100m 以内）、個体の車両への積込・積降し、個体の埋設、人力による埋戻し、捕獲跡地整地、わなの再設置までの作業を含む。ただし、埋設穴の掘削作業は含まない。
2. 諸雑費は、手袋、保定用具、止めさし用具等の費用とし、労務費の合計額に上表の率（1%）を乗じた金額を上限として計上する。ただし、銃器（装薬銃）による止めさしを指定する場合は、労務費の合計額に上表の率（13%）を乗じた金額を上限として計上する。
3. (略)

④-3 (略)

④-4 施設処理

(10 頭当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B (特殊作業員)		人	0.94	
従事者 C (普通作業員)		人	0.94	
諸 雑 費 率		%	1 (18)	

(注) 1. 本歩掛は、わな猟捕獲における保定、止めさし、検体作業、個体の小

計額に上表の率（1%）を乗じた金額を上限として計上する。ただし、銃器（装薬銃）による止刺しを指定する場合は、労務費の合計額に上表の率（8%）を乗じた金額を上限として計上する。

④-2 集合理設

(10 頭当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B (特殊作業員)		人	1.3	
従事者 C (普通作業員)		人	1.3	
諸 雑 費 率		%	1 (13)	

- (注) 1. 本歩掛は、ワナ猟捕獲における保定、止刺し、検体作業、個体の小運搬（100m 以内）、個体の車両への積込・積降し、個体の埋設、人力による埋戻し、捕獲跡地整地、ワナの再設置までの作業を含む。ただし、埋設穴の掘削作業は含まない。
2. 諸雑費は、手袋、保定用具、止刺し用具等の費用とし、労務費の合計額に上表の率（1%）を乗じた金額を上限として計上する。ただし、銃器（装薬銃）による止刺しを指定する場合は、労務費の合計額に上表の率（13%）を乗じた金額を上限として計上する。
3. (略)

④-3 (略)

④-4 施設処理

(10 頭当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B (特殊作業員)		人	0.94	
従事者 C (普通作業員)		人	0.94	
諸 雑 費 率		%	1 (18)	

(注) 1. 本歩掛は、ワナ猟捕獲における保定、止刺し、検体作業、個体の小

小運搬（100m 以内）、個体の車両への積込・積降し、捕獲跡地整地、わなの再設置までの作業を含む。

2. 諸雑費は、手袋、保定用具、止めさし用具等の費用とし、労務費の合計額に上表の率（1%）を乗じた金額を上限として計上する。ただし、銃器（装薬銃）による止めさしを指定する場合は、労務費の合計額に上表の率（18%）を乗じた金額を上限として計上する。

3. （略）

④-5・④-6 （略）

2 （略）

第4 （略）

運搬（100m 以内）、個体の車両への積込・積降し、捕獲跡地整地、ワナの再設置までの作業を含む。

2. 諸雑費は、手袋、保定用具、止刺し用具等の費用とし、労務費の合計額に上表の率（1%）を乗じた金額を上限として計上する。ただし、銃器（装薬銃）による止刺しを指定する場合は、労務費の合計額に上表の率（18%）を乗じた金額を上限として計上する。

3. （略）

④-5・④-6 （略）

2 （略）

第4 （略）

国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書

目次

第1・第2 (略)

第3 わなによる捕獲編

3.1 くくりわな

3.1.1 場所の選定

3.1.2 わなの設置

3.1.3 見回り

3.1.4 誘引

3.1.5 保定・止めさし

3.1.6 個体処理

3.1.7 わなの撤去

3.2 中型囲いわな

3.2.1 場所の選定

3.2.2 わなの設置

3.2.3 見回り

3.2.4 誘引

3.2.5 保定・止めさし

3.2.6 個体処理

3.2.7 わなの撤去

3.3 小型囲いわな及び箱わな

3.3.1 場所の選定

3.3.2 わなの設置

3.3.3 見回り

3.3.4 誘引

3.3.5 保定・止めさし

国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書

目次

第1・第2 (略)

第3 ワナによる捕獲編

3.1 くくりワナ

3.1.1 場所の選定

3.1.2 ワナの設置

3.1.3 見回り

3.1.4 誘引

3.1.5 保定・止刺し

3.1.6 個体処理

3.1.7 ワナの撤去

3.2 中型囲いワナ

3.2.1 場所の選定

3.2.2 ワナの設置

3.2.3 見回り

3.2.4 誘引

3.2.5 保定・止刺し

3.2.6 個体処理

3.2.7 ワナの撤去

3.3 小型囲いワナ及び箱ワナ

3.3.1 場所の選定

3.3.2 ワナの設置

3.3.3 見回り

3.3.4 誘引

3.3.5 保定・止刺し

- 3.3.6 個体処理
- 3.3.7 わなの撤去
- 3.4 通知装置及び自動捕獲装置
 - 3.4.1 装置の設置
 - 3.4.2 見回り
 - 3.4.3 装置の撤去

第4・第5 (略)

第1 総則編

1.1 (略)

1.2 用語の定義

共通仕様書において、各項に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

(1)～(37) (略)

(38) 「くくりわな」とは、バネ等の力で針金、ワイヤーロープ等でできた輪が縮まり鳥獣を捕獲することができる装置をいう。

(39) 「足用くくりわな」とは、鳥獣が踏み板等を踏むとバネ等の力で針金、ワイヤーロープ等でできた輪が縮まり鳥獣を捕獲することができる装置又はわなを踏み抜いた鳥獣が足を持ち上げると針金、ワイヤーロープ等でできた輪が縮まり鳥獣を捕獲することができる装置をいう。

(40) 「首用くくりわな」とは、鳥獣が誘引用の餌を入れたバケツに首を入れるとバネ等の力で針金、ワイヤーロープ等でできた輪が縮まり鳥獣を捕獲することができる装置をいう。

(41) 「囲いわな」とは、鳥獣が仕掛けにかかる又は人の操作により鳥獣を閉じ込めて捕獲するわなで、上面を除く周囲の全部又は一部を杭柵等により囲いこむ装置をいう。

(42) 「大型囲いわな」とは、建込んだ鋼管や杭等にネットやシート、コンパ

- 3.3.6 個体処理
- 3.3.7 ワナの撤去
- 3.4 通知装置及び自動捕獲装置
 - 3.4.1 装置の設置
 - 3.4.2 見回り
 - 3.4.3 装置の撤去

第4・第5 (略)

第1 総則編

1.1 (略)

1.2 用語の定義

共通仕様書において、各項に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

(1)～(37) (略)

(38) 「くくりワナ」とは、バネ等の力で針金、ワイヤーロープ等でできた輪が縮まり鳥獣を捕獲することができる装置をいう。

(39) 「足用くくりワナ」とは、鳥獣が踏み板等を踏むとバネ等の力で針金、ワイヤーロープ等でできた輪が縮まり鳥獣を捕獲することができる装置又はワナを踏み抜いた鳥獣が足を持ち上げると針金、ワイヤーロープ等でできた輪が縮まり鳥獣を捕獲することができる装置をいう。

(40) 「首用くくりワナ」とは、鳥獣が誘引用の餌を入れたバケツに首を入れるとバネ等の力で針金、ワイヤーロープ等でできた輪が縮まり鳥獣を捕獲することができる装置をいう。

(41) 「囲いワナ」とは、鳥獣が仕掛けにかかる又は人の操作により鳥獣を閉じ込めて捕獲するワナで、上面を除く周囲の全部又は一部を杭柵等により囲いこむ装置をいう。

(42) 「大型囲いワナ」とは、建込んだ鋼管や杭等にネットやシート、コンパ

ネ等を据え付けて設置する囲いわなをいう。

- (43) 「中型囲いわな」とは、既製のパネルを連結することにより設置することができる囲いわなをいう。組立てが容易であり、移動組立て式囲いわなや囲いわな簡易型等とも呼ばれる。
- (44) 「小型囲いわな」とは、熊の錯誤捕獲を防止するために箱わなの上面がない形状をした小型の囲いわなをいう。
- (45) 「箱わな」とは、木又は金属製の箱形に作ったわなで、箱の中に鳥獣が入り込んで内部の餌をくわえて引くか、踏み板を踏むと、入口の支えが落下して、箱の中の鳥獣を捕獲する装置をいう。捕獲対象鳥獣によって多数のサイズがある。
- (46) 「ゲート（誘引扉）」とは、囲いわな又は箱わなに入った鳥獣を閉じ込めて捕獲するため、わなの中に張った仕掛けや自動捕獲装置等により作動する扉をいう。
- (47) 「捕獲補助装置」とは、わなに付帯して捕獲作業を補助するシステムをいう。
- (48) 「通知装置」とは、簡易無線通信を活用し、子機がわなの捕獲作動を感知し中継機や親機を経由して従事者等の携帯電話等に通知する装置をいう。
- (49) 「自動捕獲装置」とは、囲いわな等のゲート（誘引扉）を操作する装置であり、センサ、ソーラーパネル、コントローラ、ゲート（誘引扉）操作装置等の複数の装置で構成される装置をいう。
- (50)・(51) (略)
- (52) 「見回り」とは、設置したわなや捕獲補助装置等の資機材、それらの周辺及び誘引箇所を巡回し、状況の変化や不具合の発生等を目視で確認することをいう。
- (53) (略)
- (54) 「保定」とは、止めさし等を行うためにロープ等を使用して鳥獣の動きを制限することをいう。
- (55) 「止めさし」とは、電気、ハンマー、刃物等を使用して鳥獣を殺処分す

ネ等を据え付けて設置する囲いワナをいう。

- (43) 「中型囲いワナ」とは、既製のパネルを連結することにより設置することができる囲いワナをいう。組立てが容易であり、移動組立て式囲いワナや囲いワナ簡易型等とも呼ばれる。
- (44) 「小型囲いワナ」とは、熊の錯誤捕獲を防止するために箱ワナの上面がない形状をした小型の囲いワナをいう。
- (45) 「箱ワナ」とは、木又は金属製の箱形に作ったワナで、箱の中に鳥獣が入り込んで内部の餌をくわえて引くか、踏み板を踏むと、入口の支えが落下して、箱の中の鳥獣を捕獲する装置をいう。捕獲対象鳥獣によって多数のサイズがある。
- (46) 「ゲート（誘引扉）」とは、囲いワナ又は箱ワナに入った鳥獣を閉じ込めて捕獲するため、ワナの中に張った仕掛けや自動捕獲装置等により作動する扉をいう。
- (47) 「捕獲補助装置」とは、ワナに付帯して捕獲作業を補助するシステムをいう。
- (48) 「通知装置」とは、簡易無線通信を活用し、子機がワナの捕獲作動を感知し中継機や親機を経由して従事者等の携帯電話等に通知する装置をいう。
- (49) 「自動捕獲装置」とは、囲いワナ等のゲート（誘引扉）を操作する装置であり、センサ、ソーラーパネル、コントローラ、ゲート（誘引扉）操作装置等の複数の装置で構成される装置をいう。
- (50)・(51) (略)
- (52) 「見回り」とは、設置したワナや捕獲補助装置等の資機材、それらの周辺及び誘引箇所を巡回し、状況の変化や不具合の発生等を目視で確認することをいう。
- (53) (略)
- (54) 「保定」とは、止刺し等を行うためにロープ等を使用して鳥獣の動きを制限することをいう。
- (55) 「止刺し」とは、電気、ハンマー、刃物等を使用して鳥獣を殺処分する

ることをいう。

(56) 「捕獲個体」とは、事業により捕獲した鳥獣(錯誤捕獲したイノシシ等を含む。)を止めさした後の死体をいう。

(57)～(60) (略)

1.3

(1) (略)

(2) 受託者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事業所や車両・機械などの電気や燃料の unnecessary 消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めなければならない。

1.4～1.7 (略)

1.8 提出書類等

(1) 受託者は、人件費の算定に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとし、事業従事者の人件費単価の算定根拠に係る書類の確認を、契約締結時に受けなければならない。

(2)・(3) (略)

1.9 (略)

1.10 事業計画書

(1) 受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 14 日（休日等を含む。）以内に事業計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

(2)～(4) (略)

ことをいう。

(56) 「捕獲個体」とは、事業により捕獲した鳥獣を止刺した後の死体をいう。

(57)～(60) (略)

1.3

(1) (略)

(新設)

1.4～1.7 (略)

1.8 提出書類

(新設)

(1)・(2) (略)

1.9 (略)

1.10 事業計画書

(1) 受託者は、契約締結後 14 日（休日等を含む。）以内に事業計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

(2)～(4) (略)

1.11～1.15 (略)

1.16 関係法令及び条例の遵守

受託者は、事業の実施に当たり、以下に代表される関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）
- (2) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- (3) 国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）
- (4) 国有林野管理規程（昭和 36 年 3 月 28 日農林省訓令第 25 号）
- (5) 自然公園法（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号）
- (6) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）
- (7) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）
- (8) 「被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者及び認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請への対応について（通達）」（令和 2 年 12 月 22 日付け警察庁丁保発第 209 号）

1.17～1.23 (略)

1.24 受託者の賠償責任

受託者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) (略)
- (2) 契約書第●条に規定する契約不適合責任に係る損害
- (3) (略)

1.25 再委託

- (1) 契約書●条に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをい

1.11～1.15 (略)

1.16 関係法令及び条例の遵守

受託者は、事業の実施に当たり、以下に代表される関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）
- (2) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- (3) 国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）
- (4) 国有林野管理規程（昭和 36 年 3 月 28 日農林省訓令第 25 号）
- (5) 自然公園法（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号）
- (6) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）
- (7) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）
- (8) 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請の対応について（平成 27 年 3 月 24 日付警察庁丁保発第 70 号）

1.17～1.23 (略)

1.24 受託者の賠償責任

受託者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) (略)
- (2) 契約書第●条に規定する瑕疵責任に係る損害
- (3) (略)

1.25 再委託

- (1) 契約書●条に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをい

い、受託者はこれを再委託することはできない。

① 事業における総合的企画、業務遂行管理

② 事業における手法の決定、技術的判断

(2)～(5) (略)

1.26～1.32 (略)

1.33 行政情報流出防止対策の強化

1.33.1 行政情報流出防止対策

受託者は、本事業の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、事業計画書に流出防止策を記載するものとする。

1.33.2 行政情報流出防止対策の基本的事項

受託者は、以下の事業における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(1) (略)

(2) 行政情報の目的外使用の禁止

受託者は、委託者の許可無く本事業の履行に関して取り扱う行政情報を本事業の目的以外に使用してはならない。

(3) (略)

1.33.3 (略)

1.34 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

(1)・(2) (略)

(3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講ずることがある。

(4) (略)

い、受託者はこれを再委託することはできない。

① 事業における総合的企画、指導及び調整

② 事業における工程管理、実施方法・安全管理の決定、技術的判断

(2)～(5) (略)

1.26～1.32 (略)

1.33 行政情報流出防止対策の強化

1.33.1 行政情報流出防止対策

受託者は、本事業の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、事業計画書に流出防止策を記載するものとする。

1.33.2 行政情報流出防止対策の基本的事項

受託者は、以下の事業における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(1) (略)

(2) 行政情報の目的外使用の禁止

受託者は、委託者の許可無く本事業の履行に関して取り扱う行政情報を本事業の目的以外に使用してはならない。

(3) (略)

1.33.3 (略)

1.34 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

(1)・(2) (略)

(3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

(4) (略)

1.35 (略)

1.36 著作権等の扱い

(1)～(3) (略)

(4) 第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、委託者は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

1.37 (略)

第2 事業一般編

2.1・2.2 (略)

2.3 損害賠償保険等加入の義務

2.3.1 他人に与えた損害（他損事故）に対する賠償

受託者は、他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係る損害賠償保険契約に加入しなければならない。

(1) 損害賠償保険の契約内容

事業の一環として実施する鳥獣の捕獲等に起因する事故のために、他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係るものであること。

事業管理責任者及び捕獲従事者は、本事業の実施による鳥獣の捕獲等に起因する事故のために、他人の生命、身体又は財産を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係る損害賠償保険契約の被保険者であること。

1.35 (略)

1.36 著作権等の扱い

(1)～(3) (略)

(4) 第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、委託者は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

1.37 (略)

第2 事業一般編

2.1・2.2 (略)

2.3 損害賠償保険等加入の義務

2.3.1 他人に与えた損害（他損事故）に対する賠償

受託者は、他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係る損害賠償保険契約に加入しなければならない。

(1) 損害賠償保険の契約内容

事業の一環として実施する鳥獣の捕獲等に起因する事故のために、他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係るものであること。

事業管理責任者及び捕獲従事者は、本事業の実施による鳥獣の捕獲等に起因する事故のために、他人の生命、身体又は財産を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係る損害賠償保険契約の被保険者であること。

(2) 保険金額

- ① (略)
- ② わなによる捕獲の場合の他損限度額は、3千万円以上

2.3.2 (略)

2.4 提出書類

2.4.1 事業着手前

受託者は、1.10 事業計画書と併せ、以下の項目を監督職員に提出し、承諾を受けること。

- (1) (略)
- (2) 損害賠償保険及び従事者傷害保険の写し
捕獲等手法に応じた損害賠償保険証（個人保険は不可）及び従事者傷害保険証（個人保険は不可）の写し又は損害賠償保険契約申請書及び従事者傷害保険契約申請書の写し（捕獲事業実施前に損害賠償保険証の写し及び従事者傷害保険証の写しを改めて提出）。
- (3) (略)
- (4) 救急救命講習を受講したことがわかる資料
- (5) 環境省が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習又は当該講習と同等の講習を修了したことがわかる資料

2.4.2 事業着手中

- (1) (略)
- (2) 捕獲個体の記録写真
受託者は、以下の項目を踏まえ、記録写真を撮影すること。
 - ① 受託者名、捕獲者名、捕獲日時、捕獲場所、処分方法、事業名を明記した黒板等とともに捕獲個体を撮影すること。
 - ② 捕獲個体は、原則「右向き」の状態（撮影者から見て捕獲個体の足が下向きになり、その際、頭部が右側にくる状態をいう。）にさせ、油性ス

(2) 保険金額

- ① (略)
- ② ワナによる捕獲の場合の他損限度額は、3千万円以上

2.3.2 (略)

2.4 提出書類

2.4.1 事業着手前

受託者は、1.10 事業計画書と併せ、以下の項目を監督職員に提出し、承諾を受けること。

- (1) (略)
- (2) 損害賠償保険及び従事者障害保険の写し
捕獲等手法に応じた損害賠償保険証（個人保険は不可）及び従事者傷害保険証（個人保険は不可）の写し又は損害賠償保険契約申請書及び従事者傷害保険契約申請書の写し（捕獲事業実施前に損害賠償保険証の写しを改めて提出）。
- (3) (略)
- (新設)
- (新設)

2.4.2 事業着手中

- (1) (略)
- (2) 捕獲個体の記録写真
受託者は、以下の項目を踏まえ、記録写真を撮影すること。
 - ① 受託者名、捕獲者名、捕獲日時、捕獲場所、事業名を明記した黒板等とともに捕獲個体を撮影すること。
 - ② 捕獲個体は、原則「右向き」の状態（撮影者から見て捕獲個体の足が下向きになり、その際、頭部が右側にくる状態をいう。）にさせ、スプレ

プレー又は油性ペンキでその識別が可能となるよう下記の順でマーキングし、そのマーキングが分かるように撮影すること。

(削る)

ア 胴体中央に個体の色と異なる色の油性スプレー又は油性ペンキで「山」とマーキング。

イ 上記アで記した「山」のマークの上部に、個体の色と異なる色の油性スプレー又は油性ペンキで、捕獲した順に付与する番号をマーキング。

③ 捕獲個体毎に処分方法が分かるように撮影すること。

なお、埋設する個体については、埋設直前の個体を埋設穴に置いた状態で撮影すること。

(3) 捕獲個体の証拠物及びその写真

① 受託者は、捕獲個体の証拠物として、捕獲個体の「尾」を切り取り冷凍保存したものを監督職員に提出すること。ただし、捕獲時に「尾」が欠落している場合は、欠落していることが証明できる写真を撮影の上、「尾」以外の部位（両耳等）で可とする。

② 受託者は、捕獲個体の証拠物の数が分かるように写真を撮影して、証拠物とともに監督職員に提出すること。

(4) 個体の受領証明書

焼却施設または食肉加工業者等に処分を依頼する場合、受託者は個体を引き渡す際に、個体の受領証明書（受託者が処分を依頼した者が、個体の受領について証明した書面：別紙様式を参考とすること）を受領し、監督職員に提出すること。

(5) (略)

2.4.3 (略)

一等でその識別が可能となるよう下記の順でマーキングし、そのマーキングが分かるように撮影すること。

ア 部位（原則として尾、ただし捕獲固体の状態や地域の実情に応じて適切に取り扱うこととする。）を個体の色と異なる色のペンキ等で着色。

イ 胴体中央に個体の色と異なる色のペンキ等で「山」とマーキング。

ウ 上記イで記した「山」のマーク上に、「山」の色及び個体の色と異なるペンキ等で、捕獲年月日、捕獲した順に付与する番号をマーキング。

③ 捕獲個体毎に処分方法が分かるように撮影すること。

(新設)

(新設)

(3) (略)

2.4.3 (略)

2.5～2.9 (略)

2.10 錯誤捕獲

- (1) (略)
- (2) 受託者は、錯誤捕獲が生じた場合は必要に応じて関係機関に専門家の派遣を要請し、適切な措置について指導を受けるとともに、速やかに放獣等の措置を講ずること。
- (3) (略)

2.11 (略)

第3 わなによる捕獲編

3.1 くくりわな

3.1.1 場所の選定

- (1) わなの設置に当たっては、鳥獣の生態（鳥獣が日常的に利用している道が出来ている場所等）等を考慮し、適切に設置場所及び設置方法を決めなければならない。
- (2)・(3) (略)
- (4) 他の鳥獣の錯誤捕獲を防止するため、わなの設置箇所については十分に精査すること。

3.1.2 わなの設置

- (1) わなの設置は、受託者の責任において実施しなければならない。
- (2) わなは、区別なく鳥獣を捕獲してしまうこと、捕獲される鳥獣を損傷してしまうことから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第10条第3号他や自治体等の定める条例等に従って設置しなければならない。
- (3) わなは捕獲対象鳥獣から見えないように周囲の状況に同化させること。

2.5～2.9 (略)

2.10 錯誤捕獲

- (1) (略)
- (2) 受託者は、錯誤捕獲が生じた場合は必要に応じて関係機関に専門家の派遣を要請し、適切な措置について指導を受けるとともに、速やかに放獣等の措置を講ずること。
- (3) (略)

2.11 (略)

第3 ワナによる捕獲編

3.1 くくりワナ

3.1.1 場所の選定

- (1) ワナの設置に当たっては、鳥獣の生態（鳥獣が日常的に利用している道が出来ている場所等）等を考慮し、適切に設置場所及び設置方法を決めなければならない。
- (2)・(3) (略)
- (4) 他の鳥獣の錯誤捕獲を防止するため、ワナの設置箇所については十分に精査すること。

3.1.2 ワナの設置

- (1) ワナの設置は、受託者の責任において実施しなければならない。
- (2) ワナは、区別なく鳥獣を捕獲してしまうこと、捕獲される鳥獣を損傷してしまうことから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第10条第3号他や自治体等の定める条例等に従って設置しなければならない。
- (3) ワナは捕獲対象鳥獣から見えないように周囲の状況に同化させること。

- (4) 捕獲対象鳥獣の行動が障害物等で制限される場所にわなを設置すること。
- (5) 可能な限りわなへの接近方向を一方向にすること。
- (6)～(8) (略)

3.1.3 見回り

- (1) わな設置後は、捕獲した鳥獣を速やかに発見するため、また、わなとその周辺状況を確認するために、設計図書に基づき見回りを実施しなければならない。
- (2)・(3) (略)
- (4) 雨等でわなが露出している場合は、埋め直さなければならない。
- (5) わなの作動に支障をきたすような落枝等があれば取り除かなければならない。
- (6) 鳥獣に察知されないように、わな本体やワイヤー等を丁寧に隠し獣道を自然の状態に復元しなければならない。

3.1.4 (略)

3.1.5 保定・止めさし

- (1) 止めさしは、物理的方法により、できる限り鳥獣に苦痛を与えない方法を用いるほか、動物福祉に配慮した社会的に容認されている通常の方法により行わなければならない。
- (2) 止めさしを行う場合は、周辺環境、市街地や地域住民等への配慮、社会的影響への配慮、従事者の熟練度等により、手法を適切に選択しなければならない。
- (3) 止めさしを行う場合は、安全に実施することが課題となることから、適切に保定した後に行わなければならない。
- (4) 電気止めさし器による止めさしを行う場合には、適切に保定した後に、シカの心臓を挟むような位置(首の付け根と臀部あたり)に刺して1分程度

- (4) 捕獲対象鳥獣の行動が障害物等で制限される場所にワナを設置すること。
- (5) 可能な限りワナへの接近方向を一方向にすること。
- (6)～(8) (略)

3.1.3 見回り

- (1) ワナ設置後は、捕獲した鳥獣を速やかに発見するため、また、ワナとその周辺状況を確認するために、設計図書に基づき見回りを実施しなければならない。
- (2)・(3) (略)
- (4) 雨等でワナが露出している場合は、埋め直さなければならない。
- (5) ワナの作動に支障をきたすような落枝等があれば取り除かなければならない。
- (6) 鳥獣に察知されないように、ワナ本体やワイヤー等を丁寧に隠し獣道を自然の状態に復元しなければならない。

3.1.4 (略)

3.1.5 保定・止刺し

- (1) 止刺しは、物理的方法により、できる限り鳥獣に苦痛を与えない方法を用いるほか、動物福祉に配慮した社会的に容認されている通常の方法により行わなければならない。
- (2) 止刺しを行う場合は、周辺環境、市街地や地域住民等への配慮、社会的影響への配慮、従事者の熟練度等により、手法を適切に選択しなければならない。
- (3) 止刺しを行う場合は、安全に実施することが課題となることから、適切に保定した後に行わなければならない。
- (4) 電気止刺し器による止刺しを行う場合には、適切に保定した後に、シカの心臓を挟むような位置(首の付け根と臀部あたり)に刺して1分程度通電

通電させなければならない。

- (5) 電気止めさし器を使用する際は、長袖、長ズボンのほか、ゴム製の長靴と手袋を着用した上で作業を行うこと。また、雨天の際は、使用を控えること。
- (6) 捕獲個体の搬出が完了したら、速やかにわなの点検を行い、次回捕獲に支障のないように再設置しなければならない。

3.1.6 (略)

3.1.7 わなの撤去

整地等を行いわなの撤去箇所を原形に復旧しなければならない。

3.2 中型囲いわな

3.2.1 (略)

3.2.2 わなの設置

- (1) わなの設置は、受託者の責任において実施しなければならない。
- (2) わなは、区別なく鳥獣を捕獲してしまうこと、捕獲される鳥獣を損傷してしまうことから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 10 条第 3 号他や自治体等の定める条例等に従って設置しなければならない。
- (3)～(5) (略)
- (6) わなの設置は、原則、平らな場所を選び、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように設置しなければならない。
- (7) わなの設置は、設計図書によるほか、それぞれの製品の特徴に応じて、設置しなければならない。
- (8)・(9) (略)
- (10) ゲート（誘引扉）の設置に当たっては、入口の方向を元から存在する獣道に合わせ、抵抗なくわなに誘導する等、考慮しなければならない。また、

させなければならない。

- (5) 電気止刺し器を使用する際は、長袖、長ズボンのほか、ゴム製の長靴と手袋を着用した上で作業を行うこと。また、雨天の際は、使用を控えること。
- (6) 捕獲個体の搬出が完了したら、速やかにワナの点検を行い、次回捕獲に支障のないように再設置しなければならない。

3.1.6 (略)

3.1.7 ワナの撤去

整地等を行いワナの撤去箇所を原形に復旧しなければならない。

3.2 中型囲いワナ

3.2.1 (略)

3.2.2 ワナの設置

- (1) ワナの設置は、受託者の責任において実施しなければならない。
- (2) ワナは、区別なく鳥獣を捕獲してしまうこと、捕獲される鳥獣を損傷してしまうことから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 10 条第 3 号他や自治体等の定める条例等に従って設置しなければならない。
- (3)～(5) (略)
- (6) ワナの設置は、原則、平らな場所を選び、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように設置しなければならない。
- (7) ワナの設置は、設計図書によるほか、それぞれの製品の特徴に応じて、設置しなければならない。
- (8)・(9) (略)
- (10) ゲート（誘引扉）の設置に当たっては、入口の方向を元から存在する獣道に合わせ、抵抗なくワナに誘導する等、考慮しなければならない。また、

ゲート（誘引扉）を閉じるためのワイヤー等は、鳥獣に動きを察知されないように設置しなければならない。

3.2.3 見回り

- (1) わな設置後は、捕獲した鳥獣を速やかに発見するため、又、わなとその周辺状況を確認するために、設計図書に基づき見回りを実施しなければならない。
- (2)・(3) (略)
- (4) わなの作動に支障をきたすような落枝等があれば取り除かなければならない。
- (5)・(6) (略)

3.2.4 (略)

3.2.5 保定・止めさし

3.1.5に同じ。

3.2.6 (略)

3.2.7 わなの撤去

3.1.7に同じ。

3.3 小型囲いわな及び箱わな

3.3.1 場所の選定

- (1) わなの設置に当たっては、鳥獣の生態（鳥獣が日常的に利用している道が出来ている場所等）等を考慮し、適切に設置場所及び設置方法を決めなければならない。
- (2) 設置箇所の選定に当たっては、近くに鳥獣が身を隠せる林地又は、林地から近い平坦部で、わなが転倒や転落しない場所を選定しなければならない。

ゲート（誘引扉）を閉じるためのワイヤ等は、鳥獣に動きを察知されないように設置しなければならない。

3.2.3 見回り

- (1) ワナ設置後は、捕獲した鳥獣を速やかに発見するため、又、ワナとその周辺状況を確認するために、設計図書に基づき見回りを実施しなければならない。
- (2)・(3) (略)
- (4) ワナの作動に支障をきたすような落枝等があれば取り除かなければならない。
- (5)・(6) (略)

3.2.4 (略)

3.2.5 保定・止刺し

3.1.5に同じ。

3.2.6 (略)

3.2.7 ワナの撤去

3.1.7に同じ。

3.3 小型囲いワナ及び箱ワナ

3.3.1 場所の選定

- (1) ワナの設置に当たっては、鳥獣の生態（鳥獣が日常的に利用している道が出来ている場所等）等を考慮し、適切に設置場所及び設置方法を決めなければならない。
- (2) 設置箇所の選定に当たっては、近くに鳥獣が身を隠せる林地又は、林地から近い平坦部で、ワナが転倒や転落しない場所を選定しなければならない。

い。

(3) (略)

(4) 他の鳥獣の錯誤捕獲を防止するため、わなの設置箇所については十分に精査すること。

3.3.2 わなの設置

(1) わなの設置は、受託者の責任において実施しなければならない。

(2) わなは、区別なく鳥獣を捕獲してしまうこと、捕獲される鳥獣を損傷してしまうことから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第10条第3号他や自治体等の定める条例等に従って設置しなければならない。

(3)～(5) (略)

(6) わなの設置は、原則、平らな場所を選び、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように設置しなければならない。

(7) わなの設置は、設計図書によるほか、それぞれの製品の特徴に応じて、設置しなければならない。

(8) ゲート（誘引扉）の設置に当たっては、入口の方向を元から存在する獣道に合わせ、抵抗なくわなに誘導する等、考慮しなければならない。また、ゲート（誘引扉）を閉じるためのワイヤー等は、鳥獣に動きを察知されないように設置しなければならない。

3.3.3・3.3.4 (略)

3.3.5 保定・止めさし

3.1.5に同じ。

3.3.6 (略)

3.3.7 わなの撤去

い。

(3) (略)

(4) 他の鳥獣の錯誤捕獲を防止するため、ワナの設置箇所については十分に精査すること。

3.3.2 ワナの設置

(1) ワナの設置は、受託者の責任において実施しなければならない。

(2) ワナは、区別なく鳥獣を捕獲してしまうこと、捕獲される鳥獣を損傷してしまうことから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第10条第3号他や自治体等の定める条例等に従って設置しなければならない。

(3)～(5) (略)

(6) ワナの設置は、原則、平らな場所を選び、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように設置しなければならない。

(7) ワナの設置は、設計図書によるほか、それぞれの製品の特徴に応じて、設置しなければならない。

(8) ゲート（誘引扉）の設置に当たっては、入口の方向を元から存在する獣道に合わせ、抵抗なくワナに誘導する等、考慮しなければならない。また、ゲート（誘引扉）を閉じるためのワイヤ等は、鳥獣に動きを察知されないように設置しなければならない。

3.3.3・3.3.4 (略)

3.3.5 保定・止刺し

3.1.5に同じ。

3.3.6 (略)

3.3.7 ワナの撤去

3.1.7に同じ。

3.4 (略)

3.4.1 装置の設置

(1) (略)

(2) わなによる捕獲を妨げないよう、適切な場所へ設置しなければならない。

3.4.2・3.4.3 (略)

第4 (略)

第5 調査編

5.1 カメラトラップ調査

5.1.1 場所の選定

(1) 鳥獣が通りやすいと考えられる獣道及び餌場や、わな付近等を選定すると。

(2) (略)

5.1.2 装置の設置

(1) (略)

(2) わなによる捕獲を妨げないよう、適切な場所へ設置しなければならない。

(3)～(7) (略)

5.1.3・5.1.4 (略)

3.1.7に同じ。

3.4 (略)

3.4.1 装置の設置

(1) (略)

(2) ワナによる捕獲を妨げないよう、適切な場所へ設置しなければならない。

3.4.2・3.4.3 (略)

第4 (略)

第5 調査編

5.1 カメラトラップ調査

5.1.1 場所の選定

(1) 鳥獣が通りやすいと考えられる獣道及び餌場や、ワナ付近等を選定すると。

(2) (略)

5.1.2 装置の設置

(1) (略)

(2) ワナによる捕獲を妨げないよう、適切な場所へ設置しなければならない。

(3)～(7) (略)

5.1.3・5.1.4 (略)

委託事業における人件費の算定等の適正化について

1. 委託事業に係る人件費の基本的な考え方

(1) 人件費とは委託事業に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料その他手当をいい、その算定に当たっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

また、委託事業計画書及び実績報告書の担当者の欄に事業従事者の役職及び氏名を記載すること。

$$\text{人件費} = \text{時間単価}^{*1} \times \text{直接作業時間数}^{*2}$$

※1 時間単価

時間単価については、契約締結時に後述する算定方法により、事業従事者一人一人について算出し、原則として額の確定時に時間単価の変更はできない。

ただし、以下に掲げる場合は、額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された等）
- ・委託先における出向者の給与の負担割合に変更があった場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下、「管理者等」という。）が当該委託事業に従事した時間外労働の実績があった場合

※2 直接作業時間数

① 正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該委託事業に従事した実績時間についてのみ計上すること。

② 管理者等

原則、管理者等については、直接作業時間数の算定に当該委託事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当

該委託事業の遂行上やむを得ず当該委託事業のために従事した時間外労働にあっては、直接作業時間数に当該委託事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることができることとする。

（２）一の委託事業だけに従事することが、雇用契約書等により明らかな場合は、上記によらず次の計算式により算定することができる

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数（1月に満たない場合は、日割り計算による。）}$$

２．受託単価による算定方法

委託先（地方公共団体を除く。以下同じ。）において、受託単価規程等が存在する場合には、同規程等における単価（以下「受託単価」という。）の構成要素等の精査を委託契約締結時に行った上で、受託単価による算定を認める。

○ 受託単価の構成要素を精査する際の留意点

- ア 事業従事者の職階（課長級、係長級などに対応した単価）に対応しているか。
- イ 受託単価に人件費の他に技術経費、一般管理費、その他経費が含まれている場合は、各単価及びその根拠を確認すること。
- ウ 受託単価に技術経費、一般管理費等が含まれている場合は、委託事業計画書及び委託事業実績報告書の経費の区分欄に計上する技術経費、一般管理費に重複計上されていないか確認すること。

<受託単価による算定方法>

○正職員及び管理者等の時間単価は、受託単価規定等に基づく時間単価を使用すること。

○出向者、嘱託職員の受託単価計算

事業従事者が出向者、嘱託職員である場合は、受託単価規程等により出向者受託単

価、嘱託職員受託単価が規定されている場合は、それぞれの受託単価を使用することができる。ただし、出向者及び嘱託職員に係る給与については、委託先が全額を負担、一部のみ負担、諸手当が支給されていない等多様であるため、適用する受託単価の構成要素のうち人件費分について精査し、後述する実績単価により算出された人件費単価を超えることはできない。

3. 実績単価による算定方法

委託先に受託単価規程等が存在しない場合には、時間単価は以下の計算方法（以下「時間単価計算」という。）により算定する。（円未満は切捨て）

<実績単価の算定方法>

○正職員、出向者（給与等を全額委託先で負担している者に限る。）及び嘱託職員の
人件費時間単価の算定方法

原則として下式により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費等}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、「前年支給実績」を用いるものとする。ただし、中途採用など前年支給実績による算定が困難な場合は、別途委託先と協議の上定めるものとする（以下同じ。）。

・年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与の年間合計額とし、時間外手当、食事手当などの福利厚生面で支給されているものは除外する（以下同じ。）。

・年間法定福利費等は、健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償及び退職手当引当金の年間事業者負担分とする（以下同じ。）。

・年間理論総労働時間は、営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日当たりの所定労働時間を算出し、これらを乗じて得た時間とする（以下同じ。）。

○出向者（給与等の一部を委託先で負担している者）の時間単価の算定方法

出向者（給与等の一部を委託先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{委託先が負担する（した）（年間総支給額 + 年間法定福利費等）}}{\text{年間理論総労働時間}}$$

・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算に当たっては、当該事業従事者に対する給与等が委託先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、委託先が負担した額しか計上できないことに注意すること。

○管理者等の時間単価の算定方法

原則として管理者等の時間単価は、下記の（１）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該委託事業に従事した場合は、（２）により算定した時間単価を額の確定時に適用する。

（１）原則

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{（年間総支給額 + 年間法定福利費等）}}{\text{年間理論総労働時間}}$$

（２）時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{（年間総支給額 + 年間法定福利費等）}}{\text{年間実総労働時間}}$$

・時間外の実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。

・年間実総労働時間 = 年間理論総労働時間 + 当該委託事業及び自主事業等における時間外の実績時間数の合計

4. 一般競争入札により委託契約を締結する場合の例外について

一般競争入札により委託契約を締結する場合、受託規程で定める単価よりも低い受託単価又は本来の実績単価よりも低い実績単価を定めている場合は、精算時においても同単価により人件費を算定すること。

5. 直接作業時間数を把握するための書類整備について

直接作業時間数の算定を行うためには、実際に事業に従事した事を証する業務日誌が必要となる。また、当該業務日誌において事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことについて確認できるよう作成する必要がある。

【業務日誌の記載例】

(4月) 所属 ○○○部 ××課 役職 ○○○○ 氏名 ○○ ○○ 時間外手当支給対象者か否か

時	0	...	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	業務時間及び業務内容		
1				← A →				← B →													A(3h)〇〇種討合資料準備 B(5、25h)〇〇調査打ち合わせ	
2				← A →				← A →			← C →										A(6h)〇〇種討合資料準備、 種討合 C(2h)〇〇調査打ち合わせ	
3				← D →				← B →			← A →										D(3h)自主事業 B(2h)〇〇調査打ち合わせ A(4h)現地調査準備	
4				← A →																		A(9、5h)〇〇調査現地調査
5				← A →				← D →														A(3h)〇〇種討合資料準備 D(5h)自主事業
-																						
-																						
-																						
-																						
30																						
31																						
勤務時間管理者 所属：○○部長 氏名：○○○○										A:○○○○委託事業(〇〇業務用) B:○○○○委託事業(〇〇業務用) C:○○○○補助事業(〇〇用) D:自主事業										合計	A(〇〇h) B(〇〇h) C(〇〇h) D(〇〇h)	

- ① 人件費の対象となっている事業従事者ごとの業務日誌を整備すること（当該委託事業の従事時間と他の事業及び自主事業等に係る従事時間・内容との重複記載は認められないことに留意する。）。
- ② 業務日誌の記載は、事業に従事した者本人が原則毎日記載すること（数週間分まとめて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされることがないように適切に管理すること。）。
- ③ 当該委託事業に従事した実績時間を記載すること。なお、従事した時間に所定時間外労働（残業・休日出勤等）時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
 - ・委託事業の内容から、平日に所定時間外労働が不可欠な場合
 - ・委託事業の内容から、休日出勤（例：土日にシンポジウムを開催等）が必要である場合で、委託先が休日手当を支給している場合。ただし、支給していない場合でも委託先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外すること。
- ⑤ 当該委託事業における具体的な従事内容が分かるように記載すること。なお、出張

等における移動時間についても当該委託事業のために従事した時間として計上することができるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。

⑥ 当該委託事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該委託事業の従事状況を確認できるように区分して記載すること。

⑦ 委託先における勤務時間管理者は、タイムカード（タイムカードがない場合は出勤簿）等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認の上、記名する。

附 則

（施行期日）

1 この通知は、平成22年9月27日以降に制定する委託事業仕様書等に基づく委託事業から適用する。

（経過措置）

2 この通知の施行日現在、既に制定されている委託事業仕様書等に基づき実施されている平成22年度の委託事業における人件費の算定等について、当該委託事業に係る委託元又は委託先において本通知の趣旨を踏まえた対応が可能な事項がある場合には、当該事項については、本通知により取り扱うものとする。

3 前項の委託事業仕様書等に基づく委託事業を平成23年度以降も実施する場合には、本通知を適用する。

附 則

この通知は、令和3年1月1日から施行する。

処分を依頼した鳥獣の受領 証明書

鳥獣の受領日 年 月 日

(捕獲事業受託者名)

様

下記の事項について相違ありません。併せて、本事業で捕獲した鳥獣で、鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲及び鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動（有害捕獲）の支援を受けないことを宣誓します。

記

1 処分の依頼を受けた鳥獣を合計 頭 受領しました。

(確認者所属)

(確認者名)

※ 捕獲事業受託者は、日報とともに本証明書を整理し、森林管理署長等に提出すること。